

## 大阪市こども難病日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 大阪市こども難病日常生活用具給付事業（以下「本事業」という。）は、こども難病医療費助成事業の対象者（以下「助成対象者」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することによって日常生活の便宜を図ることにより、助成対象者の健全な育成に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、大阪市とする。

### (対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は別表1の「対象者」欄に掲げるこども難病疾病児童で、次の全ての要件をみたす者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する在宅の者（ただし、頭部保護帽、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）の給付を希望する者については、在宅以外（入院及び施設入所）も対象とする。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者

### (対象用具の種目及び基準額)

第4条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げるものとし、給付の対象となる金額は、同表の「基準額」欄に掲げる額を超えないものとする。

### (給付の申請)

第5条 用具の給付を希望する者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、次の書類を揃えて市長に申請（大阪市行政オンラインシステムによる申請または申請者の居住地を管轄する保健福祉センター所長を経由し申請）するものとする。

- (1) こども難病日常生活用具給付申請書（様式第1号）
- (2) 給付を受けようとする用具の見積書及び詳細がわかるもの（カタログの写し等）
- (3) 世帯全員の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し等
- (4) こども難病医療受給者証の写し

2 市長は、前項による申請を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書（様式第2号）を作成するものとする。

### (給付の決定)

第6条 市長は、前条の書類の内容を審査のうえ、用具の給付を行うか否かを、前条の書類を受理した日から原則30日以内（ただし、申請内容に疑義がありその解消に時間を要する場合、その他

市長が必要と認める特別の事情がある場合は除く。) に決定するものとする。

- 2 市長は、用具の給付を行うことを決定したときは、対象者が負担すべき額（別表2に定める自己負担額に用具の価格と別表1に定める基準額との差額を加えた額。（以下「本人支払額」という。））を決定し、こども難病日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）、こども難病日常生活用具給付券（様式第4号。（以下「給付券」という。））を申請者に交付する。
- 3 市長は、給付の申請について却下することを決定したときは、こども難病日常生活用具給付申請却下通知書（様式第5号）を申請者に交付する。

#### （給付の条件）

第7条 市長は、給付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 対象者の扶養義務者は、本人支払額を用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に、原則当該用具の引渡しの日に支払う（ただし、業者から口座振込にて支払うよう依頼された場合、その他市長が認める特別の事情がある場合は除く。）こと。
- (2) 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (3) 給付品目または見積金額などを変更（金額の変更のない品番等の軽微な変更を除く）するときは、市長の承認を受けること。
- (4) 用具の給付を辞退するときは、市長の承認を受けること。

#### （給付事業の変更）

第8条 給付の決定を受けた者は、前条第3号の承認を受けようとするときは、こども難病日常生活用具給付変更承認申請書（様式第6号）を市長あて提出するものとする。

#### （決定の辞退）

第9条 給付の決定を受けた者は、給付決定の内容やこれに付された条件に不服があるとき、又は自己の都合により当該用具の給付を辞退するときは、決定を受けた日から30日以内にこども難病日常生活用具給付辞退届（様式第7号）を市長あて提出するものとする。ただし、決定を受けた日から30日以内であっても、用具の受領及び本人支払額の支払い後に給付の決定を辞退することはできない。

#### （事業変更による決定取り消し等）

第10条 市長は、給付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれにより付した条件を変更するときは、こども難病日常生活用具給付決定取消・変更通知書（様式第8号）により行うものとする。

#### （用具の給付）

第11条 用具の引渡しは本市が選定する業者が行うものとする。

- 2 業者は、給付を決定した日からおおむね30日以内に用具の引渡しを完了しなければならない。

ただし、給付決定日の属する年度を超えて給付を行うことはできない。

3 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定するものとする。

(費用の負担)

第 12 条 対象者の扶養義務者は、第 6 条第 2 項の規定により交付された給付券を添えて、本人支払額を、原則当該引渡しの日に業者に支払う（ただし、業者から口座振込にて支払うよう依頼された場合、その他市長が認める特別の事情がある場合は除く。）ものとする。

(用具の確認)

第 13 条 市長は、用具を納入した業者から給付券及び納品書の写しを受理したときは、現地調査などにより内容を確認するとともに、用具の適正な使用について指導の万全を図るものとする。

(公費の請求)

第 14 条 市長は、用具の引渡しを行った業者から給付券及び納品書の写しの提出による請求があつたときは、当該用具の給付に要した費用の額から本人支払額を減じた額を、請求のあつた日から 30 日以内に支払わなければならない。

(決定の取消し及び公費相当額の納付)

第 15 条 市長は、給付決定を受けた者が、第 7 条第 2 号に違反したとき又は虚偽の申請等により不正に用具の給付を受けたことが判明したとき、若しくは給付決定日の属する年度内に給付を受けることができなかつたときは当該用具の給付の決定を取り消し、こども難病日常生活用具給付決定取消通知書（様式第 9 号）により、速やかに本人あて通知するものとする。

2 前項の規定による取消をした場合において、当該用具の給付にかかる公費がすでに支払われているときは、こども難病日常生活用具給付事業請求通知書（様式第 10 号）により本人あて通知し、取り消した日から 30 日以内に前条の規定による額を本市へ納付させるものとする。

(給付台帳の整備)

第 16 条 市長は、用具の給付状況を明らかにするため、こども難病日常生活用具給付台帳（様式第 11 号）を整備保管するものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱の施行について、必要な事項は健康局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

## こども難病日常生活用具種目等

種 目	対 象 者	性 能 等	基 準 額
便器	常時介助を要する者	助成対象者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うもののを除く。	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 助成対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が助成対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円
車椅子	下肢が不自由な者	助成対象者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、助成対象者又は介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250円
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520円
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700円

こども難病日常生活用具給付事業  
自己負担額表

階層区分	世帯の階層(細)区分				自己負担額 月額(円)	加算負担額 月額(円)
B階層	当該年度分の市町村民税の非課税世帯				1,100	110
C階層	当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯				2,250	230
D階層	C階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額	3,000円以下	D 1 階層	2,900	290
		3,001 ~ 5,800 円	D 2 //		3,450	350
		5,801 ~ 8,700 円	D 3 //		3,800	380
		8,701 ~ 13,000 円	D 4 //		4,250	430
		13,001 ~ 17,400 円	D 5 //		4,700	470
		17,401 ~ 22,400 円	D 6 //		5,500	550
		22,401 ~ 28,200 円	D 7 //		6,250	630
		28,201 ~ 58,400 円	D 8 //		8,100	810
		58,401 ~ 75,000 円	D 9 //		9,350	940
		75,001 ~ 96,600 円	D 10 //		11,550	1,160
		96,601 ~ 121,800 円	D 11 //		13,750	1,380
		121,801 ~ 175,500 円	D 12 //		17,850	1,790
		175,501 ~ 221,100 円	D 13 //		22,000	2,200
		221,101 ~ 380,800 円	D 14 //		26,150	2,620
		380,801 ~ 549,000 円	D 15 //		40,350	4,040
		549,001 ~ 579,000 円	D 16 //		42,500	4,250
		579,001 ~ 700,900 円	D 17 //		51,450	5,150
		700,901 ~ 849,000 円	D 18 //		61,250	6,130
		849,001 ~ 1,041,000 円	D 19 //		71,900	7,190
		1,041,001 円以上	D 20 //		全額	左の自己負担月額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

## 備考

## 1 自己負担額月額の決定の特例

- (1) 各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の自己負担額月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める加算負担額月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、自己負担額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて自己負担額を決定するものとする。

## 2 世帯階層区分の認定

### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法(昭和40年法律第33号)

II 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

III 災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定  
によって計算された地方税法により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)である。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。

市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

### (3) 自己負担額表の適用時期

毎年度の別表「自己負担額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

## 3 自己負担額表中、自己負担額月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、本市が徵収する額は、費用総額を超えないものとする。

## 4 自己負担額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

## 大阪市こども難病日常生活用具給付申請書

年 月 日

大 阪 市 長

〒

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

給付対象者との続柄

( )

申 請 者 電 話 番 号

( )

-

下のとおり日常生活用具給付を申請します。この決定に必要な扶養義務者の個人市民税課税台帳等関係公簿等を閲覧されることに同意します。なお、以上の内容について、扶養義務者全員の承諾を得ています。

対象者	ふりがな			男 女	生年 月日	年 月 日 生 ( 歳 )	
	氏名						
	住所	〒	□ □ □	-	□ □ □ □	大阪市 区	
疾病名					受給者番号 (既にお持ちの方のみ記入)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
世帯の状況	氏名		対象者との続柄	生年月日		職業	備考 (対象者に対する介護の状況等)
				.			
				.			
				.			
				.			
				.			
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況		住宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)を使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部・全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称					希望する形式、規模等		
給付上特に希望する事項					用具の価格	円	
備考							

(注意)

- 日常生活用具の種目及び給付の対象者は裏面のとおりですので、申請の際には裏面をご確認ください。
- 申請の際には、この申請書のほかに必要な書類がありますので、裏面をご確認ください。

R0304

## こども難病日常生活用具給付事業

＜対象者＞ 以下の要件をみたす者とする。

① 大阪市こども難病医療費助成事業の対象となっている在宅の者（ただし一部の種目については在宅以外も対象とする。）

② 下表の「対象者」欄に掲げる助成対象者

③ 児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない者

### こども難病医療日常生活用具の種目及び対象者等

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する者	助成対象者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特 殊 便 器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特 殘 寝 台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩 行 支 援 用 具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 助成対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入 浴 补 助 用 具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。
特 殊 尿 器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	介助者が助成対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車 椅 子	下肢が不自由な者	助成対象者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭 部 保 護 帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電 気 式 たん 吸 引 器	呼吸器機能に障がいのある者	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。
ク ー ル ベ ス ト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、助成対象者又は介助者等が容易に使用し得るもの。
ス ト 一 マ 装 具 ( 消 化 器 系 )	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。
ス ト 一 マ 装 具 ( 尿 路 系 )	人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。
人 工 鼻	人工呼吸器の装着が必要な者	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。

### <申請に必要な書類>

(1) こども難病日常生活用具給付申請書

(2) 給付を受けようとする用具の見積書及び詳細がわかるもの（カタログの写し等）

(3) 世帯全員の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し(詳しくは下表をご参照ください)、及び必要に応じて所得証明に関する申出書

世帯の状況に記載された者すべての所得等に関する状況を確認できる書類が必要。ただし、他の者の証明書類で扶養されていることが明らかになれば、省略可能。当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、前年度の市町村民税によることとする。

(4) こども難病医療受給者証の写し

### こども難病日常生活用具給付事業における自己負担額表及び提出する所得を証明する書類

階層区分	世帯の階層(細)区分	自己負担額 月額(円)	加算負担額 月額(円)	提出する所得を証明する書類	
B階層	当該年度分の市町村民税の非課税世帯	1,100	110		
C階層	当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230		
D階層	C階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000円以下 3,001 ~ 5,800 円 D 1 階層 5,801 ~ 8,700 円 D 2 " " 8,701 ~ 13,000 円 D 3 " " 13,001 ~ 17,400 円 D 4 " " 17,401 ~ 22,400 円 D 5 " " 22,401 ~ 28,200 円 D 6 " " 28,201 ~ 58,400 円 D 7 " " 58,401 ~ 75,000 円 D 8 " " 75,001 ~ 96,600 円 D 9 " " 96,601 ~ 121,800 円 D 10 " " 121,801 ~ 175,500 円 D 11 " " 175,501 ~ 221,100 円 D 12 " " 221,101 ~ 380,800 円 D 13 " " 380,801 ~ 549,000 円 D 14 " " 549,001 ~ 579,000 円 D 15 " " 579,001 ~ 700,900 円 D 16 " " 700,901 ~ 849,000 円 D 17 " " 849,001 ~ 1,041,000 D 18 " " 1,041,001 円以上 D 19 " " D 20 "	2,900 3,450 3,800 4,250 4,700 5,500 6,250 8,100 9,350 11,550 13,750 17,850 22,000 26,150 40,350 42,500 51,450 61,250 71,900 全 額	290 350 380 430 470 550 630 810 940 1,160 1,380 1,790 2,200 2,620 4,040 4,250 5,150 6,130 7,190	市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納稅義務者用) 又は 市民税・府民税納稅通知書兼稅額決定(充當)通知書(課稅明細書その1、その2も必要) *これらの書類がない場合は、市民税課稅状況等を職員が閲覧することにより確認します。

\*市町村民税所得割を計算する場合には、住宅借入金等特別控除等の一部の税控除は除くものとする。

\*1月から6までの間の申請においては「当該年度分の市町村民税」を「前年度分の市町村民税」と読み替えるものとする。

\*同一生計内に2人以上の対象者がいる場合の2人目以降の者については、加算負担額月額を適用する。

## 調査書 (大阪市こども難病日常生活用具給付事業)

①申請書受理日 年月日		②申請者 氏名				③対象者と の続柄	
④ 対 象 者	ふりがな			男 ・ 女	生年 月日	年月日生(歳)	
	氏名						
	住所	大阪市 区					
疾病名				受給者番号 (※既にお持ちの方のみ記入)			
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏名		続柄	年齢	備考		
⑥世帯区分 (※保健所で記入)	1 市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯					階層	
⑦住まいの状況	1 自宅 2 借家(貸主の諸否)						
⑧ 給付後の 生活の状況	<日常生活動作の状況> (入浴・排便・移動等について該当する状況に○) 1 自力ができるようになる 2 一部介助ができるようになる 3 給付して変わらない(一部介助・全介助) 4 その他 ( )				<その他の状況> 1 疾病の悪化等を予防できる 2 介助の負担が減少する 3 コミュニケーションが容易になる 4 情報入手が容易になる 5 在宅生活が可能になる 6 その他 ( )		
⑨給付の必要の有無	1 有	⑩ 給付する用具名 (型式規模等含む)					
⑪給付(する・しない) 理由							
⑫予定価格 (※保健所で記入)	円	⑬自己負担額 (※保健所で記入)	円	⑭公費負担額 (※保健所で記入)	円		
⑮その他特記事項 (医療意見書の療養欄の記載・身障手帳の有無等)							
年月日		調査員 職名 氏名					

第 年月 日号

## 大阪市こども難病日常生活用具給付決定通知書

様

大阪市長

先に申請のありました日常生活用具について次のとおり決定したので  
通知します。

給付番号			給付決定 年月日	年 月 日			
対象者氏名			疾 患 名				
給付する用具名 (型式規模等含む)							
納入業者名							
納入業者の 住 所	電話 ( ) -						
価 格	円	あなたが 支払うべ き額	円	公 費 負担額	円		
注意事項	1 用具は、あなたがその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る際（ただし、業者から口座振込による支払いを依頼された場合など、特別の事情がある場合を除きます。）に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を納付してもらうことがあります。 4 給付品目、見積金額などの変更や、取消しを行う場合には、申請が必要です。						

## 〔様式第4号〕

## 大阪市こども難病日常生活用具給付券

① 給付番号	第号		② 給付券発行年月日	年月日	
③ 対象者氏名			④ 生年月日	生(歳)	
⑤ 対象者住所					
⑥ 申請者氏名			⑦ 対象者との続柄		
⑧ 給付する用具名 (型式規模等)					
⑨ 価格	円	⑩ 申請者が支払うべき額	円	⑪ 公費負担額	円
用具基準額(参照)	円				
⑫ 納入業者名			⑬ 納入業者 の住所	電話( ) -	
上記のとおり決定する。 年月日					
大阪市長					

⑭ 業者の納付 した日	年月日	⑮ 申請者 より受領 した額	円	⑯ 受領業者 名及び 年月日	年月日
⑰ 用具受領 保護者名			⑱ 確認者	職名 氏名	
⑲ その他 特記事項					

(注) 本表は、①～⑬、⑯は市町村、⑭～⑯は納付した業者が記入すること。

⑰は申請者が記入すること。

※ 本給付券は用具を受け取る際に、業者にお渡し下さい。また、業者は本給付券及び納品書の写しを添えて費用を請求してください。

第  
年  
月  
日  
号

## 大阪市こども難病日常生活用具給付申請却下通知書

(申請者) 様

大 阪 市 長 (印)

年 月 日付け申請のあった大阪市こども難病日常生活用具給付申請について、審査の結果、次の理由により却下することが決定したので、通知します。

対象者	氏名	
	住所	大阪市 区
却下理由		

年　月　日

大 阪 市 長

申請者住所

申請者氏名

対象者との続柄 ( )

### 大阪市こども難病日常生活用具給付変更承認申請書

年　月　日付　　第　　号にて給付決定のあった大阪市こども難病日常生活用具給付事業について、次のとおり変更する必要があるので、承認願います。

記

#### 1 変更する内容及びその理由

年 月 日

大阪市長

申請書住所

申請者氏名

対象者との続柄 ( )

大阪市こども難病日常生活用具給付辞退届

年 月 日付 第 号にて通知のありましたこども難病  
日常生活用具給付事業の給付決定については、大阪市こども難病日常生活用具給付事業実施  
要綱第9条の規定により、次のとおり辞退します。

記

1 給付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 辞退の理由

第  号  
年  月  日

様

大阪市長

大阪市こども難病日常生活用具給付決定取消・変更通知書

年  月  日付 第  号にて給付決定しましたこども難病日常生活用具給付事業について、次のとおり取消・変更することを決定したので通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

第                  号  
年                  月                  日

様

大阪市長

大阪市こども難病日常生活用具給付決定取消通知書

年      月      日付      第      号にて給付決定した大阪市こども難病日常生活用具給付事業については、次のとおり取り消すことを決定したので通知します。

記

1 取消の内容

2 取消の理由

第 年 月 日 号

様

大阪市長

大阪市こども難病日常生活用具給付事業請求通知書

年 月 日付 第 号において、大阪市こども難病日常生活用具給付事業の給付決定を行い、年 月 日付で交付したところであるが、年 月 日付大保第 号により給付決定を取消したため、次のとおり納付してください。

記

1 請求理由

2 納付期日

年 月 日までに納付すること。

3 請求金額

金 円

〔様式第11号〕

年度

## 大阪市こども難病日常生活用具給付台帳

給付券番号	申請年月日	氏名		※ 用具種目	見積書 依頼年月日	給付決定年月日	業者名	費用				業者納入年月日	業者請求年月日	公費支払年月日	
		年齢			受理年月日			自己負担額	階層	公費負担額	計				
		住所													
	・・・				・・	・・						・・	・・	・・	
	・・・				・・	・・						・・	・・	・・	
	・・・				・・	・・						・・	・・	・・	
	・・・				・・	・・						・・	・・	・・	
	・・・				・・	・・						・・	・・	・・	
	・・・				・・	・・						・・	・・	・・	
	・・・				・・	・・						・・	・・	・・	
	・・・				・・	・・						・・	・・	・・	

※ 1便器、2特殊マット、3特殊便器、4特殊寝台、5歩行支援用具、6入浴補助用具、7特殊尿器、8体位変換器、9車椅子、10頭部保護帽、11電気式たん吸引器、12クールベスト、13紫外線カットクリーム、14ネブライザー（吸入器）、15パルスオキシメーター、16ストーマ装具（消化器系）、17ストーマ装具（尿路系）、18人工鼻